

職員退職手当金支給規程

制定 平成 17 年 4 月 1 日

職員退職手当金支給規程

(目的)

第1条 この規程は、エイチ・アイ・エス健康保険組合の退職又は死亡に関し支給する退職手当金について、必要な事項を定めることを目的とする。

(準用)

第2条 職員が退職したときに職員であった者に支給する退職手当金、又は死亡したときに遺族に支給する退職手当金に関しては、株式会社エイチ・アイ・エスの退職金規程を準用する。

(準用が困難な場合)

第3条 前条により決定することが困難な場合、あるいは算出した額が不当な場合は、理事会の議決を経て、理事長が決定する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。